

設計図書に対する質問事項回答書

令和8年5月18日

寝屋川市 総務部 契約課

件名：緑風園解体工事

NO	質問事項	回答
1	敷地内及び建物内に立ち入り、現地の状況を確認することは可能でしょうか。ご教示願います。	現地の状況を確認されたい方は、令和8年5月21日(木)17時までに以下まで、電話で申し出ることとしてください。別途指定する日時、範囲内等で現地確認を認めることとし、現地での質疑及び現地確認後の質疑は一切受け付けません。 なお、入札事務の執行に当たり、公正な事務の執行を妨げる場合は、指名停止措置の対象となります。 環境事業課 072-823-7758
2	残置物及び残留ごみの運搬・処分に関しては、今回工事の対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	原則、対象外と考えてよろしいです。
3	杭の撤去についてお伺い致します。 杭の引抜が必要な箇所は、発注仕様書 杭配置平面図の7、作業室・倉庫と15、資材置場のみが対象でしょうか。管理棟や処理棟等、他の全ての施設の杭は、GL-1.5mまでを撤去すればいいでしょうか。	全ての施設の杭は、原則、GL-1.5mまで(図面記載の位置優先)撤去を想定しております。
4	現地踏査や現場説明会を実施していただくことは可能でしょうか。	現地の状況を確認されたい方は、令和8年5月21日(木)17時までに以下まで、電話で申し出ることとしてください。別途指定する日時、範囲内等で現地確認を認めることとし、現地での質疑及び現地確認後の質疑は一切受け付けません。 なお、入札事務の執行に当たり、公正な事務の執行を妨げる場合は、指名停止措置の対象となります。 環境事業課 072-823-7758
5	発注仕様書 P1 4. 工期 発注仕様書に「工期 契約締結日～令和10年7月31日」とありますが、想定されている工期は、具体的には令和8年10月(9月議会議決後)～令和10年7月31日と考えてよろしいでしょうか。	よろしい。

NO	質問事項	回答
6	発注仕様書 P2 5. 工事範囲 5) 構造物解体工事において「原則GL-1.5m以深の構造物は残置とする」とありますが、GLとは現況GLと考えてよろしいでしょうか。	各棟の現況GLの平均を取った値をGLとします。
7	発注仕様書 P2~3 6)外構解体工事 「場内に残存する不要となる舗装、各種機械基礎、地下埋設物。雨水排水等の解体撤去を行うこと(残置と図示する範囲を除く)とありますが、図面5、図面6の図面データ(CADデータ)をご提供いただくことは可能でしょうか。	①_地下埋設平面図.dwg参照
8	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 土壌汚染対策工事は土壌環境調査及び汚染土壌の入れ替え工事も含まれているとの解釈でよろしいでしょうか。	よろしい。
9	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 土壌汚染範囲の汚染土壌として10,530㎡とありますが、想定されている撤去範囲を図示願います。	②_汚染土量算出図(参考図)参照
10	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 「土壌環境調査の結果、汚染が認められない範囲のみ入れ替えを行うものとする。汚染の認められない範囲については減額変更対象とする。減額対象～協議の上、行うものである」ありますが、積算上の汚染土の土量以外、土壌汚染対策法上で必要な対策費(仮設費用、調査分析費用、その他必要な設備等)の項目(仕様、数量、期間等)をご提示いただくことは可能でしょうか。	誤:「土壌環境調査の結果、汚染が認められない範囲のみ土壌の入れ替えを行うものとする…」 ↓ 正:「土壌環境調査の結果、汚染が認められる範囲のみ土壌の入れ替えを行うものとする…」 土壌汚染対策費の項目は、機械掘削、汚染土壌運搬、汚染土壌処理、購入土埋戻しを見込んでいます。②_汚染土量算出図(参考図)参照
11	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 「減額対象額の算出については公的な積算基準によるもとし」とありますが、汚染土壌処分費など公的な積算基準ないものは受注者の見積金額でとなるでしょうか。見積金額ではない場合、処分費費用及び処分先をご提示いただくことは可能でしょうか。また公的な積算基準はどの積算基準を採用すればよろしいでしょうか。	公共建築工事積算基準(新営建築、令和7年改定)を採用しています。 なお、積算基準にないものについては、見積金額となります。
12	発注仕様書 P3 8) 整地工事 「解体跡地の整地～仮設雨水排水工事を行い、雨水排水を適切に行うこと」とありますが、仮設雨水排水工事の内容は図面番号11に示されたものとの解釈でよろしいでしょうか。また図面中にある「放流VPφ300GL-1500」や「工事用水道φ300D0.8~1.8m」など青色の線あるいは破線で示されているものは既設の設備との解釈でよろしいでしょうか。	よろしい。

NO	質問事項	回答
13	発注仕様書 P5 5)水質対策 水質対策として土壌汚染対策工事で発生が予想される地下水の水質ついて、処理を必要とする水質の項目をご指示いただくことは可能でしょうか。	現時点では処理を必要とする地下水水質の発生は想定しておりません。
14	発注仕様書 P12 11. 南海トラフ地震随時情報発表時の対応 各種安全施工指針※をご開示いただくことは可能でしょうか。	建築工事安全施工技術指針によるものとします。
15	発注仕様書 P13 1)仮囲い設置、重機等搬入路の確保 高さ3mの鋼板仮囲いの範囲及び1.8m防災シートの設置範囲を図示いただくことは可能でしょうか。	③_仮囲いH=3m設置区間(参考図)参照。 出入口を除く範囲は高さ1.8m以上の防災シートを基本とします。
16	発注仕様書 P14 2)仮設電気 敷地内滞水の排水ポンプの運転及び必要な電気使用料についても受注者負担とありますが、電気の電源は仮設の発電機からとることになるのでしょうか。また必要な電力をご指示ください。その他、解体対象施設の離線作業を終えているものとの解釈でよろしいでしょうか。離線作業が必要な場合、受注者では対応できかねるので、対応方法をご教示いただけますでしょうか。	電気の電源は、既存の受電設備を使用することを想定しています。また、必要な電力は、低圧受電で対応できるポンプ2台、事務所棟の照明・エアコンを想定しています。離線作業についても本工事に含めるものとします。 他の電源確保の方法については、施工計画書の提出により決定します。
17	発注仕様書 P14 5)工事の進捗状況の確認等 内部及び全面道路に設置するカメラの台数、位置を図示いただくことは可能でしょうか。また騒音振動の常時連続測定は1箇所と解釈でよろしいでしょうか。	カメラの台数、位置は契約後に協議とします。騒音振動の常時連続測定は1箇所以上とします。
18	発注仕様書 P18 4)石綿対策 「電動サンダーで除去する場合は作業区域を設定しその区域を隔離したうえで除去作業を行うこと」とありますが除去部分が隔離される吸引式グラインダーを使用する場合は、その区域を隔離する必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。	屋外での石綿含有建材の除去にあたっては周囲に飛散防止膜を設置することを原則とします。
19	発注仕様書 P20 3)石綿対策 「レベル3の石綿含有建材の除去にあたっては周囲に飛散防止膜を設置すること」とありますが、関係法令、マニュアル等に則って当該作業を行う場合、レベル3の石綿含有成型版の撤去作業においては、飛散防止膜は省略してもよいとの解釈でよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりとします。

NO	質問事項	回答
20	発注仕様書 P21 1)一般事項 処理棟北西側にドラム缶約20個の汚染土壌等を適正に処分するために、ドラム缶内の密閉物の品目、分析結果等をご提示いただくことは可能でしょうか。	ドラム缶内の密閉物の品目は、令和6年度に実施した⑫受水槽の南側にて流入管φ300×2箇所を閉塞工事を行った際に掘削したアスファルト殻及び土壌です。ドラム缶内の密閉物の分析は行っておりません。 ④_閉塞工事参考写真参照
21	発注仕様書 P21 2)放流管の撤去 河川管理者との事前協議の内容を開示いただくことは可能でしょうか。	⑤_放流管事前協議資料(参考図)参照。 契約後にこれまでの河川管理者との事前協議内容等を提示します。
22	発注仕様書 P3 7)土壌汚染対策 「工期の変更についても協議の上、行うものとする」とありますが、土壌汚染対策に係る届出、対策に係る事柄により工事期限(令和10年7月31日)を超える場合は、経費等の増額変更ができるものと解釈してよろしいでしょうか。	工事期限を超えないよう、早期に土壌調査を実施願います。 なお、受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、工期の変更、経費等の増額変更を検討します。
23	発注仕様書 P3 7)土壌汚染対策工事 「土壌汚染範囲を10,530㎡(面積7,020㎡、深さ1.5m、カドミウム、0.03mg/L・鉛0.1mg/Lと想定)、その範囲の土壌の全ての入れ替えを行うことを想定して積算している」とありますが、想定を超えた場合は、工事費の増額変更協議を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	協議の対象とします。
24	発注仕様書 P3 7)土壌汚染対策工事 新たに工事中に地下水汚染が発覚した場合は、地下水汚染に係る対策費も増額変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	協議の対象とします。
25	発注仕様書 P26 土壌環境調査 発注仕様書P26「別表 敷地土壌中の特定有害物質等調査数量」と地歴調査報告書P116「表 10-29.2 土壌調査の対象物質と分析種別ごとの数量」とでは各数量が異なっていますが、発注仕様書の方が正と考えてよろしいでしょうか。	発注仕様書を正とします。
26	発注仕様書 P26 土壌環境調査 発注仕様書P26「別表 敷地土壌中の特定有害物質等調査数量」は、平面的な調査で、深さ方向の調査が必要となった場合は、調査費の増額変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	協議の対象とします。

NO	質問事項	回答
27	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 「土壌汚染範囲を10,530㎡(面積7,020㎡、深さ1.5 m、カドミウム、0.03mg/L・鉛0.1mg/Lと想定)、その範囲の土壌の全ての入れ替えを行うことを想定して積算している」とありますが、想定以上の有害物質濃度が確認された場合や想定されている以外の有害物質が発覚した場合は、対策費(施工費等)の増額変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	協議の対象とします。
28	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 「土壌汚染範囲を10,530㎡(面積7,020㎡、深さ1.5 m、カドミウム、0.03mg/L・鉛0.1mg/Lと想定)、その範囲の土壌の全ての入れ替えを行うことを想定して積算している」とありますが、現在実施された土壌汚染調査の結果を開示いただくことは可能でしょうか。	積算の濃度は想定であり、土壌分析調査は未実施です。
29	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 「土壌環境調査の結果、汚染が認められる範囲のみ入れ替えを行うものとする。」とありますが、土壌調査により土壌汚染が発覚し土壌汚染対策法に係る区域の指定された場合、土壌汚染範囲の入れ替えまでは工事範囲で区域の指定解除に係る業務は発注者が行うものとの解釈でよろしいでしょうか。	区域の指定解除に係る業務は、工事範囲に含むものとします。
30	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 汚染土壌がGL-1.5m以深のピット部分にある場合、汚染土壌を撤去しないでよいという解釈でよろしいでしょうか。もしくはピットの部分は底板下から1.5mの範囲を撤去するというのでしょうか。ご教示願います。	汚染土壌がGL-1.5m以深のピット部分にある場合、その範囲の汚染土壌は撤去しません。
31	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 汚染土壌がGL-1.5m以深のピット部分の汚染土壌を撤去する場合、必要に応じてGL-1.5m以深の躯体及び周辺躯体を撤去してもよろしいでしょうか。またこれら躯体撤去費用は、増額変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	汚染土壌がGL-1.5m以深のピット部分にある場合、その範囲の汚染土壌は撤去しないため、増額変更協議の対象となりません。
32	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 配布資料では土壌汚染対策法上必要な項目としての不透水層の想定ができません。不透水槽の位置を図示願います。また実際の施工において不透水層の位置が異なり想定以上の対策費(施工費等)が必要となった場合、増額変更協議の対象としてよろしいでしょうか。	準不透水層の想定出現深度をGL-7.0mと仮定しています。準不透水層の位置が異なり、想定以上の対策費(施工費等)が必要となる場合は、協議の対象とします。

NO	質問事項	回答
33	発注仕様書 P5 5)水質対策 土壌汚染対策工事で地下水汚染が発覚した場合、対策費(施工費等)は増額変更協議の対象との解釈でよろしいでしょうか。	協議の対象とします。
34	発注仕様書 P8 3.石綿 アスベスト調査報告書にある建材レベル2のケイ酸カルシウム板2種を含めみなし判定が多種多様にあり入札時点ではこの結果に基づき費用算出することになりますが、受注後の解体工事に係わる調査にて非含有との結果となった場合は、対策費(施工費)は減額対象との解釈でよろしいでしょうか。また未調査部分で新たに石綿含有が発覚した場合は、対策費(施工費)の増額対象となるとの解釈でよろしいでしょうか。	調査にて非含有との結果となった場合は、出来高の増減対象としますが、単純な減額対象ではありません。未調査部分で新たに石綿含有が発覚した場合は、レベル1またはレベル2建材については、協議の上決定します。
35	発注仕様書 P9 第5節 工事一般事項 1. 工事時間 作業時間は原則9時～17時とありますが、解体作業ではない朝礼やラジオ体操などはこの時間に含まれないものとの解釈でよろしいでしょうか。	よろしい。
36	発注仕様書 P10 5)作業環境管理 「ダイオキシン類に係る作業開始前に～で特別教育を行うこと。」とありますが、すでに特別教育実施済みの作業員はこれに該当しないとの解釈でよろしいでしょうか。また石綿についても同様の解釈でよろしいでしょうか。	よろしい。
37	発注仕様書 P13～14 2. 一般仮設工事 「仮囲い設置、重機等搬入路の確保にて工事車両関係は敷地南西側出入口を基本とする」とあり、解体計画書に低床2軸8輪トレーラーなどの通行可能な軌跡図が記載されているため、敷地南西出入口から橋にかけてのルートは通行可能との解釈でよろしいでしょうか。また、門扉から敷地に入ることが出来ない場合、重機を自走させて搬入出してよろしいでしょうか。	敷地南西側出入口については、ダンプトラックなどの廃棄物搬出車両等は通行可能と想定しております。門扉から敷地内は自走可能ですが、存置する舗装等が損傷した場合は復旧願います。一方、低床トレーラー等は全長・道路勾配によって通行困難と考えられるケースが想定されることから、敷地北東側からの進入を想定しております。 ⑥_重機搬入ルート図(参考図)参照
38	発注仕様書 P19 5. 設備解体工事 7) 残存廃棄物等の処理処分にて事務所便所汚水等10m3を受注者にて処理するとありますが、人間の糞尿と考えられる便所汚水は一般廃棄物であり、建設業者が取扱うことができません。現在の施設の委託を受けて取扱っている許可業者等をご紹介いただくことは可能でしょうか。	契約後に本市の一般廃棄物処理業許可業者に関する情報を提供します。
39	設計図書 解体工事計画書 解体計画書の位置づけをご教示願います。例えば記載内容に土壌調査(別表 敷地土壌中の特定有害物質等調査数量)の記載は入っていますが土壌対策工事に関する記載がなく、発注仕様書の記載内容と異なります。	解体工事計画書は参考資料であり、発注仕様書を優先とします。

NO	質問事項	回答
40	<p>設計図書 解体工事計画書 P19 解体工事計画書の表3.1の表に土壤汚染対策法に係る届出がありませんが、協議・届出について発注者様で行うとの解釈でよろしいでしょうか。また土壤汚染対策法の届出に係る事柄について管轄部局との協議内容等をご提示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>土壤汚染対策法に係る協議、届出に必要な資料作成は本工事に含まれます。契約後にこれまでの管轄部局との協議内容等を提示します。</p>
41	<p>設計図書 図面 発注仕様書図面について各図面の右下の図面の名称欄に一部図面には建物名称の記載があるが、多くの図面には建物名称がないようです。各図面の右下の図面の名称に建物名を記載しているものをご提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>発注仕様書図面(図面番号2:工事範囲図(1/3))に建物番号を付与しております。発注仕様書図面(建築)(機械)(電気)の各図面目録に図面番号ごとの建物番号を示しておりますので参照願います。</p>
42	<p>設計図書 配布された図面に記載されている文字が不鮮明で読み取りが困難です。希望すれば鮮明な図面データをご提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約後に竣工図書等を貸与します。</p>
43	<p>発注仕様書 P2 5) 構造物解体工事 P3 7) 土壤汚染対策工事 地歴調査報告書⑮(P95) P2 5) 構造物解体工事には「原則GL-1.5mの構造物は残置する」とあります。 一方でP3 7) 土壤汚染対策工事では「土壤汚染範囲を10,530㎡(面積7,020㎡、深さ1.5m～と想定)、その範囲の土壤の全ての入れ替えを行うことを想定して積算している」とあります。 また地歴調査報告書 P95の図に記載されている黄色のハッチング部分の面積は約7,000㎡あります。 これら資料から考えると、地歴調査報告書のP95の図に示された黄色のハッチング部分の汚染土壤を入れ替えを行い、GL-1.5m以深の汚染土壤の入れ替え及び構造物の撤去は行わないとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>GL-1.5m以深の汚染土壤の入れ替え及び構造物の撤去は行いません。</p>
44	<p>発注仕様書 P3 7) 土壤汚染対策工事 上記質疑43にある汚染土壤入れ替え後は指定区域の解除は行わなくてよいとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>指定区域の解除は、本工事に含むものとします。</p>

NO	質問事項	回答
45	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 上記質疑43・44の解釈ではない場合、汚染土壌の 入れ替え範囲を図示いただくことは可能でしょうか。	②_汚染土量算出図(参考図)参照
46	2解体計画書 解体計画書の取扱いはどのようにすべきかご教示 いただけますでしょうか。 仕様書としての設計図書の位置付けという理解で よろしいでしょうか。	解体工事計画書は参考資料であり、発注仕様書を 優先とします。
47	発注仕様書 P2 5) 構造物解体工事 「原則GL-1.5m 以深の構造物は残置とする。」とあ りますが、表1構造物一覧の9処理棟は周辺建物よ り1階床が低い位置にあるかと思受けられます。GL ±0は全建物共通であり建物により差異はないとの 理解でよろしいでしょうか。	各棟の現況GLの平均を取った値をGLとします。
48	発注仕様書 P3 7) 土壌汚染対策工事 土壌汚染範囲は「深さ1.5m～と想定」とありますが 、GL±0からの深さとの理解でよろしいでしょ うか。また、上記質疑47にあるように場所によりGLが 異なることはないかと理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。ただし、地下構造物、建物基礎、杭 基礎等以外(配管、設備、舗装等)は撤去とします。
49	発注仕様書 P8 3.石綿 「アスベスト調査報告書」に詳細がありますが、建材 レベル2のケイ酸カルシウム板2種を含め、みなし判 定が多種多様にあり入札時点ではこの結果に基づ き費用算出することになります。しかし受注後の解 体工事に係わる調査にて非含有との結果となった 場合は減額対象となるのでしょうか。	調査にて非含有との結果となった場合は、出来高 の増減対象としますが、単純な減額対象ではありま せん。
50	発注仕様書 P9 1.工事時間 作業時間は原則9時～17時とありますが、この間に 含まれない作業を想定されているようでしたらご教 示いただけますでしょうか。	想定しておりません。
51	発注仕様書 P10 5) 作業環境管理(4) 「ダイオキシン類に係る作業開始前に～で特別教 育を行うこと。」とありますが、当該作業所として実 施する必要があるとの解釈でよろしいでしょうか。同 じく石綿についても同記載となっておりますので併 せてご教示いただけますでしょうか。	よろしい。

NO	質問事項	回答
52	<p>発注仕様書 P15 4) 負圧集じん機 気密養生の負圧集じん機は、吸気口を閉塞し、粉じんが収まったのちに停止することができるとありますが、集じん機稼働中に吸引口を塞ぐと負荷がかかり機器破損の恐れがあると思われます。この手順を行わない場合は24時間稼働させる必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>粉じんが収まったのちに停止することを判断できる方法であれば問題ありません。</p>
53	<p>発注仕様書 P16 7) 作業員保護具 「緊急時及び監督員及び監督補助員(4名を想定)が立会い検査のために必要な保護具も用意すること。」とありますが監督員及び補助員の4名分とは別に緊急用の保護具も用意する必要があるとのことでしょうか。その場合、緊急用も4名分必要という事でしょうか。</p>	<p>緊急用としては、監督員及び補助員の4名分とは別に、救助作業のを要した際に安全管理上必要と考えられる数を用意願います。</p>
54	<p>発注仕様書 P19 7) 残存廃棄物等の処理処分 事務所便所汚水等10m3を受注者にて処理するとありますが、汚水は人間の糞尿と解釈します。この場合、一般廃棄物として取り扱うことになり、建設業者が取扱うことができません。許可業者の指定、紹介をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約後に本市の一般廃棄物処理業許可業者に関する情報を提供します。</p>
55	<p>発注仕様書 P13,14 1) 仮囲い設置、重機等搬入路の確保 「工事車両関係の通行は敷地南西側の出入口を基本とするが、重機等の通行が困難な場合は敷地北東側から搬入を検討すること。」とあり、参考図: 重機搬入ルートとは解体計画書P51以降にて確認しましたが、北東側門扉出入口の前に小屋等の構造物があり、敷地境界内の構造物であるにもかかわらず、仕様書に建物名称などの記載がございませんので、建物仕様をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>⑥_重機搬入ルート図(参考図)参照。</p>
56	<p>発注仕様書図面 図面番号2 工事範囲図1/2 仮囲いのラインがありますが、あくまで参考であり北東側敷地境界付近まで仮囲いを広げても問題はないものかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>仮囲いの位置変更については、着手前に監督職員と協議の上決定とします。</p>
57	<p>休日についてご教示ください。 公告資料では休日について記載がありません。発注仕様書P27: 提出書類一覧表: No.28に休日作業届があります。同届の提出により土曜日の作業は可能だと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>原則、土・日・祝は休日になります。ただし、やむを得ない場合については、同届の提出により土曜日の作業は可能となります。</p>

NO	質問事項	回答
58	発注仕様書P1:第1章第2節5.2)に『管理区域の設定、換気設備、仮設水処理設備等の環境対策機器を設置すること。』とありますが、換気時間の指定(24時間換気、作業時間のみの換気等)はありますか。	作業終了後、粉じんが収まったのちに停止することを判断できる方法であれば時間の指定はありません。
59	発注仕様書P15:第2章第1節3.3)に『流出防止堤は、使用する水槽の容積以上となる範囲、高さを確保すること。』とありますが、使用する水道には、処理済みの再利用水を溜める処理水槽も含むものとの認識で良いでしょうか。	含むものとします。
60	発注仕様書P19:第2章第1節5.7)表8記載の汚物槽、便所汚水等は一般廃棄物としての処理でしょうか、産業廃棄物としての処理を想定しているのでしょうか、ご教示ください。	一般廃棄物としての処理とします。
61	発注仕様書P20:第2章第1節6.4)に『図示するものを除き、GL-1.5m以深の構造物は原則残置とする。』とありますが、ある程度の凸凹は許容し、残置構造物がGL-1.5m以下であればよいとの認識で良いでしょうか。	そのとおりです。
62	発注仕様書P20:第2章第1節6.4)に『図示するものを除き、GL-1.5m以深の構造物は原則残置とする。』とありますが、撤去面で鉄筋を切断した場合の防錆塗装等の処理は必要ですか。	必要とします。
63	発注仕様書P21:第2章第1節7.1)及び設計図より既存敷地外周フェンス及び既存門扉については最終的に全て撤去するものと考えます。発注仕様書P1:第1章第2節5.1)及びP13第2章第1節2.1)記載の仮囲いについて、工事完了時は撤去でよろしいでしょうか。もしくは残置でしょうか。	仮囲いについては、全て撤去とします。
64	解体工事計画書P23:第3章第2節第4項(1)に『施設内の残留水、工事に伴って発生する排水は、仮設排水処理設備にて処理した後に放流し、排水基準を超える排水は、場外適正処分を原則とする。』とありますが、工事期間中の雨水は上記に該当しないため、U字溝等の排水設備にて自然放流との認識で良いでしょうか。	排水方法はそのとおりです。その他、濁水の流出対策等について留意願います。建物解体時のほか、水替え時・工事完成時に一定の浸透により濁水が直接流出しない措置を行う等排水処理を行うこと(発注仕様書p19)。工事期間中の敷地内滞水(主にスロープ部及び処理棟内)排水のための雨水排水ポンプの運転及び必要な電力使用料についても受注者の負担とする(p14)。

NO	質問事項	回答
65	積算内訳書:中内訳書に記載する費目について、『低入札実施要領様式』様式第4号に記載がありませんが、指定でしょうか。もしくは参考でしょうか。	様式4号の記載のとおり、指定とします。
66	本工事敷地の西側に工場、南側に民家がありますが、家屋調査について必要性の有無は提示頂けないでしょうか。	家屋調査は工事費に含めておりません。
67	発注仕様書P9:第1章第5節2.1)(2)交通誘導員配置について、『工事用車両の出入口では交通誘導員による交通整理を行い、安全を図ること。』とされています。受注後に、近隣工場等からの要望で上記出入口以外への交通誘導員配置が必要となった場合は、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	協議の対象とします。
68	敷地内・建物内部における残置物品のリスト等は提示いただけないでしょうか。	原則、残置物品は本工事の対象外となるため、残置物品のリストは提示いたしません。
69	現地確認の有無及びその方法についてご教示ください。	現地の状況を確認されたい方は、令和8年5月21日(木)17時までに以下まで、電話で申し出ることとしてください。別途指定する日時、範囲内等で現地確認を認めることとし、現地での質疑及び現地確認後の質疑は一切受け付けません。 なお、入札事務の執行に当たり、公正な事務の執行を妨げる場合は、指名停止措置の対象となります。 環境事業課 072-823-7758
70	発注仕様書P9:第1章第5節2.1)(2)交通誘導員配置に『交通誘導員は、工事用車両の搬出入がある期間は常駐させること。』とあります。工事用車両の定義は下記①②と考えてよろしいでしょうか。 ①②以外も含まれる場合は以下の○番号でご教示ください。 ①建設機械運搬車両、②ダンプトラック、③産業廃棄物搬出車両、④通勤・連絡車両、⑤給油、雑品搬入等車両、⑤その他車両	③を含みます。

NO	質問事項	回答
71	<p>ダイオキシン類管理区域について、解体工事計画書P29では『本施設の管理区域(参考)は、【中略】第1管理区域である。ただし、本工事においては、【中略】安全を最優先に、第3管理区域として取り扱うこととする。』とあります。</p> <p>一方、発注仕様書では適切に管理区域を設定することとされ、上記第3管理区域の指定はありません。(P16、P18他)</p> <p>見積に際して、</p> <p>①除染(付着物除去)作業は第3管理区域として設定することを指定</p> <p>②受注者の判断によって設定した見積とすれば良い</p> <p>どちらでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>焼却設備等の汚染レベル、付着物除去対象物・性状等に見合った除去方法で付着物除去を行うこと。(発注仕様書p2)とします。</p>
72	<p>発注仕様書P16:第2章第1節4.1)ではダイオキシン類について、契約変更の記載があります。</p> <p>石綿についての記載がありませんが、ダイオキシン類と同様に『高濃度の汚染物が大量に発見された場合等』は契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>協議の上決定とします。</p>
73	<p>発注仕様書P3:第1章第2節5.7)に『汚染が認められない範囲については、減額変更契約の対象とする。減額対象額の算出については、公的な積算基準による』とあります。</p> <p>その減額対象には、汚染土壌の運搬処分だけでなく、購入土による埋戻し等関連する項目も含まれると考えるのでしょうか。</p>	<p>土壤汚染対策費の項目は、機械掘削、汚染土壌運搬、汚染土壌処理、購入土埋戻しを見込んでいます。</p> <p>②汚染土量算出図(参考図)参照</p>
74	<p>発注仕様書P3:第1章第2節5.7)に『汚染が認められない範囲については、減額変更契約の対象とする。減額対象額の算出については、公的な積算基準による』とあります。</p> <p>『公的な積算基準による』とは、国交省や大阪府積算基準によって算出した設計単価×工事全体の落札率と考えるのでしょうか。</p> <p>異なる場合はその算出方法を提示ください。</p>	<p>そのとおりです。</p>
75	<p>地歴調査報告書P107図中にある枠無しの緑○が凡例にありません。【A-Ⅱ】『埋設管のみ』と推定しますが正しいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

NO	質問事項	回答
76	<p>地歴調査報告書P107～109『試料採取位置図』における埋設管を対象とした試料採取についてご教示ください。</p> <p>各埋設管には高さ表示がありますが圧送管でしょうか？</p> <p>圧送でない場合勾配を考慮した採取深度を設定する必要があり、管深度の現地測定を要します。</p> <p>下記①～③で回答ください。</p> <p>①管深度の現地測定も含めた見積が必要。</p> <p>②地歴調査報告書を元とした調査深度とし、管深度の現地測定が必要な場合は変更協議とする。</p> <p>③その他の場合はその対応をご教示ください。</p>	<p>基本的に埋設管は圧送管です。</p> <p>地歴調査報告書を元とした調査深度を想定し、管深度の現地測定が必要な場合の変更の有無については、協議の上決定します。</p>
77	<p>受注後に敷地現況のCAD図面は受領できるものと考えてよろしいでしょうか。土壤環境調査の策定、申請書類の作成に必要です。</p>	<p>提供します。</p>
78	<p>地歴調査報告書P107～109『試料採取位置図』における埋設管を対象とした試料採取についてご教示ください。</p> <p>施設の特性上、埋設配管が多数あることが予想されます。しかし地歴調査報告書での採取位置は不明確であり、実際の採取箇所への決定には地歴調査作成者もしくは寝屋川市担当者に現地立会及び決定していただく必要があります。</p> <p>対応して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>試料採取箇所については、発注仕様書第5節2.6)計画の(1)調査計画のとおり、業務にて環境調査計画を策定し、監督職員と協議の上で確定するものとします。</p>
79	<p>地歴調査報告書P107～109『試料採取位置図』における各試料採取位置が微妙に位置が異なります。</p> <p>【例：汚泥処理棟の南面においてP109では建物内、その他のページでは建物外周】</p> <p>特にP109の採取位置がその他のページと異なっています。</p> <p>P109以外の採取位置が正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>試料採取箇所については、発注仕様書第5節2.6)計画の(1)調査計画のとおり、業務にて環境調査計画を策定し、監督職員と協議の上で確定するものとします。</p> <p>地歴調査報告書のP109の採取位置に関してはP107・108を参考としてください。</p>
80	<p>地歴調査報告書P107～109『試料採取位置図』における埋設管を対象とした試料採取についてご教示ください。</p> <p>例としてA-Ⅱ 中央部分の試料採取では記号の位置的に対象となる埋設管が3本もしくは4本あると考えます。それぞれ埋設深さが異なるようですが、どの埋設管が対象となるかが判断できません。</p> <p>各採取地点においてどの埋設管(埋設深さ)が対象なのかを提示ください。</p>	<p>試料採取箇所については、発注仕様書第5節2.6)計画の(1)調査計画のとおり、業務にて環境調査計画を策定し、監督職員と協議の上で確定するものとします。</p> <p>埋設管が複数ある場合においては、埋設管のうち最も汚染のおそれの多いと考えられる深度にて1つの試料採取を行うことを想定しています。</p>

NO	質問事項	回答
81	地歴調査報告書P116 表10-19.2 掘削:手掘り(地表部)9箇所は同報告書P107~110、115のどの部分かが不明です。提示ください。	<p>試料採取方法については、発注仕様書第5節2.6)計画の(1)調査計画のとおり、業務にて環境調査計画を策定し、監督職員と協議の上で確定するものとします。</p> <p>なお、手掘り(地表部)は地表面が露出している箇所を想定しています。</p>
82	地歴調査報告書P116 表10-19.2 掘削:ホーリング掘削(地表)119箇所は同報告書P107~110、115のどの部分かが不明です。提示ください。	<p>試料採取方法については、発注仕様書第5節2.6)計画の(1)調査計画のとおり、業務にて環境調査計画を策定し、監督職員と協議の上で確定するものとします。</p> <p>なお、ホーリング掘削(地表)は屋外のアスファルト・コンクリートが舗装されている箇所を想定しています。</p>
83	地歴調査報告書P116 表10-19.2 掘削:ホーリング掘削(地中)9箇所は同報告書P107~110、115のどの部分かが不明です。提示ください。	<p>試料採取方法については、発注仕様書第5節2.6)計画の(1)調査計画のとおり、業務にて環境調査計画を策定し、監督職員と協議の上で確定するものとします。</p> <p>なお、ホーリング掘削(地中)は単位区画が全て建物内に含まれ、建物内で採取する箇所を想定しています。</p>
84	<p>地歴調査報告書P107~109『試料採取位置図』における埋設管を対象とした試料採取についてご教示ください。</p> <p>例としてA-II 中央部分の試料採取では記号の位置的に対象となる埋設管が3本もしくは4本あると考えます。それぞれ埋設深さが異なるようですが、どの埋設管が対象となるかが判断できません。</p> <p>1箇所のホーリングにおいて複数の埋設管を対象とした試料採取が必要な場合、同報告書P116記載の分析数量では不足すると考えます。正しい数量を提示いただくか、その考え方をご教示ください。</p>	<p>1箇所のホーリングにおいて埋設管が複数ある場合は、埋設管のうち最も汚染のおそれの多いと考えられる深度にて1つの試料採取を行うことを想定しています。</p>

NO	質問事項	回答
85	<p>地歴調査報告書P107及びP110『試料採取位置図』より鉛の分析数を拾い出すと、以下の通りとなり同報告書P116記載の数量75箇所と異なります。どちらの資料を正とするのでしょうか。(埋設管は1本/1箇所として集計)</p> <p>一部対象区画:19箇所×1=19、地表のみ:14箇所×1=14 地下階のみ:10箇所×1=10、地表+地下階:7箇所×2=14 埋設管のみ:2箇所×1=2、地表+埋設管:7箇所×2=14 地下階+埋設管:6箇所×2=12、地表+地下階+埋設管:3箇所×3=9 合計94箇所 誤差19箇所 (埋設管の考え方によっては最大110箇所程度必要)</p>	<p>地歴調査報告書では、P107の図面を優先とします。</p> <p>なお、質問89のとおり、B-IV-②③⑤⑥の4箇所は地表部分での採取不可のため、90箇所を想定しています。</p>
86	<p>上記質問と連動しますが、4地歴調査報告書P108及びP110『試料採取位置図』よりカドミウム、六価クロム、水銀、セレン、砒素の分析数を拾い出すと、以下の通りとなり同報告書P116記載の数量71箇所と異なります。どちらの資料を正とするのでしょうか。(埋設管は1本/1箇所として集計)</p> <p>一部対象区画:20箇所×1=20、地表のみ:12箇所×1=12 地下階のみ:14箇所×1=14、地表+地下階:3箇所×2=6 埋設管のみ:2箇所×1=2、地表+埋設管:7箇所×2=14 地下階+埋設管:6箇所×2=12、地表+地下階+埋設管:3箇所×3=9 合計89箇所 誤差18箇所 (埋設管の考え方によっては最大105箇所程度必要)</p>	<p>地歴調査報告書では、P108の図面を優先とします。</p>
87	<p>上記質問と連動しますが、4地歴調査報告書P109及びP110『試料採取位置図』よりシアン化合物、フッ素、ホウ素の分析数を拾い出すと、以下の通りとなり同報告書P116記載の数量68箇所と異なります。どちらの資料を正とするのでしょうか。(埋設管は1本/1箇所として集計)</p> <p>一部対象区画:21箇所×1=21、地表のみ:12箇所×1=12 地下階のみ:7箇所×1=7、地表+地下階:3箇所×2=6 埋設管のみ:2箇所×1=2、地表+埋設管:7箇所×2=14 地下階+埋設管:6箇所×2=12、地表+地下階+埋設管:3箇所×3=9 合計83箇所 誤差15箇所 (埋設管の考え方によっては最大99箇所程度必要)</p>	<p>地歴調査報告書では、P109の図面を優先とします。</p>

NO	質問事項	回答
88	<p>地歴調査報告書P107『試料採取位置図』A-II 高度処理棟内中央部の試料採取についてご教示ください。記号としては『地下階+埋設管』となっています。</p> <p>記号の位置的には高度処理棟内部ピット底(GL-2.5m)だと考えますが、図中記載の埋設管GLは(GL-0.9~1.25m)であり採取が出来ません。</p> <p>①採取位置を建物外側に変更し、地下階試料+埋設管試料採取 ②ピット内部で地下階試料採取+建物外側で埋設管試料採取 どちらで計画すればよいでしょうか。ご指示ください。</p>	<p>試料採取方法については、発注仕様書第5節2.6)計画の(1)調査計画のとおり、業務にて環境調査計画を策定し、監督職員と協議の上で確定するものとします。</p> <p>地歴調査報告書上では、同一箇所にて地下階試料+埋設管試料採取を想定しています。</p>
89	<p>地歴調査報告書P107『試料採取位置図』B-IV②③⑤⑥区画でにおける試料採取位置は『地表+地下階』となっています。</p> <p>建物内部(地下部分有)の箇所において、地表部分の試料採取は不可能ではないでしょうか。</p>	<p>地下階のみとなります。</p>
90	<p>地歴調査報告書P115 凡例の『地表から5cm』と『埋設管から5cm』の色が近似しており、配布物では区別が付きません。A-II 区画の2箇所のみ埋設管から5cmでしょうか。</p> <p>異なる場合は『地表から5cm』と『埋設管から5cm』の対象箇所を提示いただけないでしょうか。</p>	<p>A-II-②⑤区画の2箇所に加え、A-I-⑤も埋設管から5cmを想定しています。</p>
91	<p>地歴調査報告書P115『試料採取位置図』における埋設管を対象とした試料採取についてご教示ください。</p> <p>例としてA-II 中央部分の試料採取では記号の位置的に対象となる埋設管が3本もしくは4本あると考えます。それぞれ埋設深さが異なるようですが、どの埋設管が対象となるかが判断できません。</p> <p>1箇所のボーリングにおいて複数の埋設管を対象とした試料採取が必要な場合、同報告書P116記載の分析数量では不足すると思えます。正しい数量を提示いただくか、その考え方をご教示ください。</p>	<p>1箇所のボーリングにおいて埋設管が複数ある場合は、埋設管のうち最も汚染のおそれの多いと考えられる深度にて1つの試料採取を行うことを想定しています。</p>
92	<p>地歴調査報告書P115『試料採取位置図』B-III-④区画では『地表面から5cm』となっていますが、地下構造物があるのではないのでしょうか。『地下階面から5cm』と見なしてよろしいのでしょうか。</p>	<p>ダイオキシン類の汚染のおそれが生じたと考えられる施設がある場合は、その施設底面から5cmにて試料採取を想定しています。</p>

NO	質問事項	回答
93	<p>地歴調査報告書P150『試料採取位置図』よりダイオキシン類の分析数を拾い出すと、以下の通りとなり同報告書P116記載の数量31箇所と異なります。どちらの資料を正とするのでしょうか。</p> <p>A-1区画:2箇所、B-1区画:1箇所、A-2区画5箇所、B-2区画:5箇所、A-3区画:6箇所、B-3区画:6箇所、D-3区画:2箇所、C-4区画:1箇所、D-4区画:2箇所 合計30箇所 誤差1箇所 (埋設管の考え方によっては最大37箇所程度必要)</p>	<p>地歴調査報告書では、P115の図面を優先とします。</p>
94	<p>発注仕様書P3:第1章第2節5.7)に『汚染が認められない範囲については、減額変更契約の対象とする。』とありますが、全量、汚染が認められない場合の減額変更契約金額はどの程度見込まれているのでしょうか。</p>	<p>土壤汚染対策費の項目は、機械掘削、汚染土壌運搬、汚染土壌処理、購入土埋戻しを見込んでいます。</p> <p>②_汚染土量算出図(参考図)参照</p>
95	<p>1-01 仕様書P26「別表敷地土壌中の特定有害物質等調査数量」と4地歴調査報告書パート24 表10-29.2「土壌調査の対象物質と分析種類ごとの数量」に差異があります。いずれを正とするかご教授ください。</p>	<p>発注仕様書を正とします。</p>
96	<p>敷地面積14,026m²に対する土壌汚染範囲7,020m²を4地歴調査報告書パート19の図面に朱書きで範囲をご教授ください。</p>	<p>②_汚染土量算出図(参考図)参照</p>
97	<p>土壌汚染状況調査について、発注仕様書P26.別表と地歴調査報告書P116.表10-29.2表とで調査数量が異なりますが、どちらが正しい調査数量でしょうか。</p>	<p>発注仕様書を正とします。</p>
98	<p>発注仕様書P3.7) 土壌汚染対策工事にて、設計時の処分費の積算は体積ベース(m³単価)・重量ベース(t単価)のどちらで行っていますでしょうか。</p>	<p>体積ベースにて行っています。</p>

NO	質問事項	回答
99	<p>発注仕様書P3.7) 土壌汚染対策工事にて、10,530㎡の処分費を見込み、汚染が認められない範囲については減額変更の対象とするとありますが、ほぐしによる体積増加率及び水分による重量増加率により、実処分量は単位区画(150㎡)よりも増える傾向にあると考えられます。</p> <p>そのため汚染土壌処理の精算は、管理票の実績数量による精算と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>管理票の実績数量(体積ベース)による精算とします。</p>
100	<p>発注仕様書P3.7) 土壌汚染対策工事にて、減額対象の精算については、公的な積算基準によるとありますが、一般的に処分費については公共単価は無いと考えられます。</p> <p>『公的な積算基準』とは具体的に何を示しているのでしょうか。</p>	<p>公共建築工事積算基準(新営建築、令和7年改定)を使用しています。処分費・運搬費については、専門業者の見積としています。</p>
101	<p>発注仕様書P3.7) 土壌汚染対策工事の土壌汚染状況調査について、基準不適合区画の汚染物質はカドミウムと鉛を想定されておりますが、水銀及びベンゼンを対象とした区画から汚染が認められた場合は他の物質と異なる飛散対策を求められるケースがあります。</p> <p>大阪府では、テント及び負圧機を使用する飛散対策は必要でしょうか。</p> <p>また、特別な飛散対策が必要な場合には契約変更の対象でしょうか。</p>	<p>現時点では水銀及びベンゼンの汚染を想定しておりません。特別な飛散対策が必要となった場合、協議の上決定します。</p>
102	<p>発注仕様書P3.7) 土壌汚染対策工事の土壌汚染状況調査について、基準不適合区画の汚染物質はカドミウムと鉛を想定されておりますが、それら以外の汚染物質が確認された際に処分単価がそれらを上回る場合は契約変更の対象でしょうか。</p>	<p>協議の上決定します。</p>
103	<p>発注仕様書P3.7) 土壌汚染対策工事にて、土壌汚染状況調査の結果から14条申請を行い区域指定を受ける予定でしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
104	<p>発注仕様書 P9 2. 施工1)安全管理(1)交通誘導員の積算における総人数をご教授願います。なお、「工事用車両の搬出入がある期間は常駐させること。」とありますが、工事用車両とはダンプトラックや重機または資材の搬出入で使用するトレーラー等を指し、工事従事者の交通車の入退場時には交通誘導員の配置は想定されていないと捉えてよろしいでしょうか。</p>	<p>交通誘導員の総人数については、必要総人数で積算してください。また、工事従事者の交通車の入退場時には交通誘導員の配置は想定しておりません。</p>

NO	質問事項	回答
105	5月18日の質疑回答後に再度質疑を行うことは可能でしょうか。	不可とします。
106	入札(見積)書受付開始日までの期間で、現地の解体対象物の見学は可能でしょうか。	<p>現地の状況を確認されたい方は、令和8年5月21日(木)17時までに以下まで、電話で申し出ることとしてください。別途指定する日時、範囲内等で現地確認を認めることとし、現地での質疑及び現地確認後の質疑は一切受け付けません。</p> <p>なお、入札事務の執行に当たり、公正な事務の執行を妨げる場合は、指名停止措置の対象となります。</p> <p>環境事業課 072-823-7758</p>
107	<p>配置予定技術者(監理技術者)に必要な資格の種類は、下記の2点のみで認められるのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級土木施工管理技士 ・監理技術者証(建設業の種類において解体は無し) 	解体工事の監理技術者資格要件(建設業法)に基づく有資格者とします。